

仮想通貨（暗号資産）を巡る規制の現状と課題

寺田麻佑¹³ 板倉陽一郎²³

米国のフェイスブックが、2019年6月に独自の仮想通貨（暗号資産）「Libra（リブラ）」の発行の計画を発表したのち、これについて、米国当局も、また、EUにおいても主権を揺るがすものであるとの批判をおこなっている。2019年10月の時点においては、フェイスブックのザッカーバーグ CEO＝最高経営責任者は、アメリカ議会の公聴会で、規制当局から承認を得られるまで発行しないと延期を発表しているところ、かかる仮想通貨と規制を巡る議論について現状を把握し、検討をおこなう。

Current Status and Challenges of Regulations on Virtual Currency (Cryptographic Asset)

MAYU TERADA¹³ YOICHIRO ITAKURA²³

After Facebook announced its plan to issue its own virtual currency (cryptographic asset) "Libra" in June 2019, Libra has been criticized by U.S. and EU authorities as a threat to U.S. sovereignty as well as to EU sovereignty. As of October 2019, Facebook CEO Mark Zuckerberg had announced at a congressional hearing that the Libra would not be issued until it was approved by regulators. In this paper, the current status of discussions on virtual currencies and regulations are examined.

1. 問題の所在—仮想通貨とは

1.1 仮想通貨とは

仮想通貨は、デジタル通貨の一種であり、法定通貨が紙幣や貨幣といった実態を有し、公的な発行主体の信用に基づいて発行されるのに対して、公的な発行主体や管理者の裏付けがなく流通しているものである[1]。仮想通貨はすでに1500以上も世界において流通していると言われ、なかでも、ビットコイン（BTC）[2]、イーサリアム（ETH）[3]、ラストコイン（LTC）[4]などが多く発行されている。

また、仮想通貨は、いわゆる実体としてのお札やコインといったモノの形態とはおらず、また、認定されてもいないけれども、取引業者を介して円やドルと交換ができる決済・送金手段としてネット上に存在している「仮想通貨」である。この仮想通貨は、政府や中央銀行が管理・管轄していないものである点に特徴がある。

また、こういった仮想通貨は、取引の安全性確保のために暗号化技術を利用しているため、仮想通貨（Virtual Currency）ではなく暗号資産（Crypto Asset）もしくは暗号通貨（Cryptocurrency）とも呼ばれている。

そして、仮想通貨はブロックチェーン（分散型台帳）技術に支えられている[5]。ブロックチェーン技術は、これまでの「法定」通貨「価値」の交換には、銀行のような「信頼できる第三者」が必要であったところ、そういう第三者を介さなくともよい状態を提供する[6]。そして、このブロックチェーン技術によって、これまでコストが高すぎた送金などがより頻繁にできるようになり、少額決済がより簡易にできるようになることで、ウェブ上のサービスなどがより充実するのではないかと、というような期待がなされ

てきた[7]。

1.2 仮想通貨を巡る問題

仮想通貨は、すでに多くのビジネス上の局面において利用されており、金融商品としても流通している。また、さまざまな代金や代価の支払いとしても利用されている。そこで、各国において、資金決済の在り方として規制をどのようにおこなうのか、また、金融規制をおこなうのかといった問題が検討されている。

それは、ビットコインのような仮想通貨は通貨の未来を変えるものとする評価もあれば、悪魔の通貨（evilあるいは vicious currency）といった評価もなされているが、以下のような問題点が指摘されているためである[8]。

仮想通貨は、取引所がハッキング被害にあうことによって盗難される可能性があること、高い匿名性があるために犯罪に使われやすいこと[9]、銀行取引を介さないため、規制をかいぐるために利用される可能性があること、といった問題点が指摘されている。そのため、犯罪やマネー・ロンダリング、テロの資金に使われる可能性や、非合法の決済ツールとなる可能性がある点と指摘されている[10]。

こういった問題点に対処するため、仮想通貨の取引所を規制することや、仮想通貨の取引所を閉鎖するといった規制の動きが各国規制機関において実施されている。日本においては、のちにみるように、仮想通貨の取引所は登録制が導入されている[11]。

また、最近の改正においては、法令上の仮想通貨の呼称を「暗号資産」に変更し、暗号資産をコールドウォレット等で管理することを義務付け、収益分配を受ける権利が付与された ICO（Initial Coin Offering）トークンを金商法対象

であることを明確化する仮想通貨の規制を強化するための、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律が成立している[12].

1.3 仮想通貨は法律上どのように定められているか

2012年に欧州中央銀行において仮想通貨(Virtual Currency)とは、その開発者によって発行され、通常はコントロールされるような、規制のされていないデジタルマネーであり、特定の仮想通貨の共同体の構成員の間で使用されそして受け入れられているもの」と定義されている。欧州中央銀行(ECB, European Central Bank)は仮想通貨にいくつかの種類があるとして分類している。すなわち、仮想通貨は、ゲーム内などのように閉鎖的な場所において、実経済から切り離された形で存在するもの、さらに、一方通行の流動性を持つ仮想通貨として、法定通貨で購入はできるが、一度購入するとさらに通貨に換金できないもの(Facebookポイントなど)、双方向の流動性が認められる仮想通貨などがある[13].

さらに、EUの第五次マネー・ロンダリング対策指令第3条において、仮想通貨は、中央銀行又は公的機関によって発行又は担保されたものではない価値のデジタル表象を意味するものであり、法貨又は金銭の法的地位を有するものではなく、自然人又は法人によって交換手段として受け入れられ、かつ、電子的に移転され、及び、取引されるもの、と定められている[14].

また、日本においては、貸金決済法2条5項において仮想通貨の定義がなされている。

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

仮想通貨は、非権力的であり、法定通貨と異なり、交換手段となり、電子的な移転や取引が可能であることといった特徴がそれぞれ現わされているが、実際に通貨としてどのような意味を持つものを想定しているのかという点については解釈上いくつかの見方が存在している状況となっている[15].

2. 仮想通貨を巡る事件—マウントゴックス事

件

仮想通貨は1500以上もあるとも言われているが、そのうちの一つのポピュラーな通貨にビットコインがあるところ、いくつか仮想通貨については、通貨の盗難やそれらに起因する取引所の破産といった事態が生じている。

そのなかでも一番大きな事件は、ビットコインの売買をネット上で仲介する私設の取引所、マウント・ゴックスの事件である。マウントゴックスは当時、世界最大級のビットコイン交換所であり、東京に拠点を構えていた。しかし、2014年2月28日にマウントゴックスにおいて、システムの不都合(バグ)を利用した不正アクセスが発生し、売買が完了しない取引が急増し(マウントゴックスのサーバーがサイバー攻撃を受け、ハッキング被害にあったことに起因し)、ビットコインが訳75万BTC(約480億円)と、現金28億円が紛失する事件が発生した。

これをうけてマウントゴックスは負債額が増加し、債務の超過に陥ったことから、事実上経営破綻し、2014年の同年、東京地裁に民事再生法に基づく申請を行うこととなった。その後、破産管財人は、顧客ら2万4700人ほどが届け出た債権の総額を2兆6630億円としていたが(2015年)、2017年になってビットコインが高騰したこともあり、東京地方裁判所に民事再生手続が申立てられ、2018年に正式に破産手続は中止されることとなった、というものである[16].

2.1 マウントゴックス事件以外の仮想通貨の盗難・流出事件

マウントゴックス社においては、社長(フランス人)の横領などが発覚して取引所の管理の甘さが問題となったが、その他、2016年の香港のビットフィネックス取引所(ビットコインが75億円流出、その後補償)、2017年の韓国のユービット取引所(ビットコインが60億円流出、その後破産)、2018年1月の日本のコインチェック(NEMが580億円流出、補償)、2018年2月のイタリアのビットグレイル取引所(NANOが200億円流出、その後破産)等々における盗難・流出問題が起こっている[17].

2.2 ブロックチェーンと暗号通貨

ブロックチェーンと暗号通貨は、アクセシビリティや信頼性の問題に対処できる固有の特性を持ち、一つの機関がネットワークを制御できることのないようにしている点に特徴がある。また、オープン型アクセスによってインターネットに接続している人ならばだれでも加わることができ、それに加えて暗号化によるセキュリティによって資金の保全性が高められている。しかし、ホットウォレット、すなわち、インターネットにウォレットをつないだままの状態が多額のコインを保管しているような管理をしている場合や、マルチシグ(複数の鍵)を使わずに一つの鍵で管理しているような場合に、また、多額のコインを一つのウォレ

ットで保管・管理している場合などに盗難・流出事件が起こっている。

また、盗難・流出事件が起こることも含めて、ブロックチェーンシステムに支えられた暗号通貨は、価格が乱高下する場合があります、決済手段として主流のものとはなっていない、という問題点に繋がっている。

3. リブラの衝撃

仮想通貨については、その成立や在り方が主権国家の機能を凌駕する可能性があるのではないか、ということが懸念される場合がある。

具体的には、フェイスブックが提案した「リブラ」という仮想通貨のことがあげられる。

「リブラ」はアメリカのSNS大手のフェイスブックが発行を計画している暗号資産（仮想通貨）であり、ビットコインとは異なり、世界中の人々に安価な金融サービスを提供する可能性があるとして一躍注目をあびた。

このリブラについては、楠正憲氏により、以下のように利点が説明されている。

「これまでフェイスブックでは友達同士で自由にメッセージのやり取りができたが、お金も送れるようになる。しかも手数料は安く、国境を越えた送金も手軽にできればメリットは大きい。さらに、音楽やゲームなどのサービスが安価に提供される可能性もある。今はスマートフォンのプラットフォームを提供する（米IT企業の）グーグルやアップルが、コンテンツの提供者から3割程度の手数料を取って販売しているが、リブラを使った決済が普及し、コンテンツ提供者が直接販売できるルートが確立されれば競争原理がもたらされるかもしれない」[18]

もっとも、すでに仮想通貨の問題点で指摘したように、犯罪に利用されるリスクもあるということも指摘されており、国際送金の問題のほか、マネーロンダリングの問題なども生じる可能性が高いとの指摘がなされている。リブラは2019年6月18日に発表され、フェイスブックは「仮想通貨」とであると宣言しているものではあるが、リブラの運営母体はいわゆるビットコインなどの場合のように「ない」のではなく、Libra Associationが行うことになっている。

3.1 リブラの構想当初のメンバー

なお、リブラの構想当初のメンバーは図のとおりであったが、現在はより少ないメンバーとなっている。

すなわち、2019年6月18日に独自仮想通貨プロジェクト「Libra（リブラ）」の公式サイトとホワイトペーパーが公開された。Libraの創業メンバー27社であった。

しかし、最近では、英通信大手ボーダフォン・グループが仮想通貨「リブラ」の運営団体「リブラ協会」を脱退したということが、同協会によって発表された1月21日の資料で明らかとなっている[19]。

実際、リブラ構想が2019年6月に発表された際、協会

の創設メンバーは最大28社・団体が見込まれていたが、現在は、20社・団体となっている。ヴォーダーフォンのほかにも、ビザ（米国）やマスターカードなども、2019年10月のリブラ協会の発足前に参画することをやめている。

（下記参照）



3.2 リブラのミッション

リブラは、「多くの人びとに力を与える、シンプルでグローバルな通貨と金融インフラになる」ことを目標としている、とそのホワイトペーパーに書いている。

その背景は、インターネットの登場とモバイルブロードバンド普及であり、また、国際的な金銭取引に時間がかかるといった問題の解消も目指しているということであった。

もっとも、FBのリブラに対しては、米国・EUが懸念を示しているほか、日本銀行総裁も懸念を示している[20]。

4. 日本の規制の状況

仮想通貨については、日本は規制を強化している。

すなわち、仮想通貨の取引所について、日本はかなり早い段階において登録制とする法改正を実施している（もっとも、仮想通貨の取引所を閉鎖するといった中国などでなされているような規制はおこなわれていない）[21]。

また、2019年5月31日の参議院本会議において、資金決済法と金融商品取引法（金商法）の改正法が可決・成立しており、2020年4月から施行されることとなっている。最近の改正においては、暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応として、暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、販売・勧誘規制等が整備されたほか、収益分配を受ける権利が付与されたICO（Initial Coin Offering）トークンについて、金融商品取引規制の対象となることが明確化され、株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等を整備がなされている。また、暗号資産の不当な価格操作等が

禁止されている。全体としては、法令上の仮想通貨の呼称を「暗号資産」に変更し、暗号資産の交換・管理に関する業務への対応として、暗号資産をコールドウォレット等で管理することを義務付け、収益分配を受ける権利が付与された ICO (Initial Coin Offering) トークンを金商法対象であることを明確化するという改正も行われている。

この改正については、重要な参議院付帯決議がなされているため、以下みておくこととする。

参議院付帯決議（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議[22]）は以下の通りである。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年における暗号資産及び ICO（イニシャル・コイン・オファリング）取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないように法解釈の周知徹底に努めるとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。

三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、整合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。

四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面が想定されるほか、暗号資産交換業者の業態や ICO についても、広く一般人を対象とするものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。

五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。

六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボー

ダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20 各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。

七 ICO の会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。

八 附則第三十二条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のために、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達的手段として適切に利用することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同条第四項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に応えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報情報の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の

利便が損なわれることがないようにすること。

上記のうち、仮想通貨については、国際的に調和のとれた規制が目指されるべきであるとされていること、技術の発展を阻害しないような規制がなされるべきであるとされている点が特に注目に値する。

5. CBDC（中央銀行デジタル通貨）の検討

また、仮想通貨の動きを受けて、中央銀行の役割といった観点からも検討がはじまっている。たとえば、2019年1月21日には、CBDC(Central Bank Digital Currency)の可能性について検討するために、日銀、ECB、イングランド銀行、スウェーデン中央銀行（リクスバンク）、スイス国民銀行、カナダ銀行と国際決済銀行が参加して、CBDCの活用可能性を評価するためのグループが作られている[23]。これらのメンバーで「CBDCの活用可能性を評価するためのグループ」が作られているが、米連邦準備理事会（FRB）や中国の中銀である中国人民銀行は参加していない。中銀によるデジタル通貨（CBDC）の発行にそもそも懐疑的な立場をとっている国もあるなか、フェイスブックのデジタル通貨「リブラ」の発行や、中国も独自に検討しているとされるデジタル通貨の発行の状況をみすえ、決済をめぐる国際的な環境の激変のなかで、より安全で利便性の高い決済手段の提供について検討がなされるものと考えられる。

6. まとめ

仮想通貨は、法定通貨ではなく、いわゆる中央銀行が存在せず、基本的には権威や国といった背景がないなかで決済手段や通貨として流通している。ビットコインをはじめとする仮想通貨は、リブラのような形で反発を招くこともあるが、国の通貨の暴落といったリスクを避ける必要のある入手者の手段としても、これからの流通も止まらないものと考えられる。中央銀行がデジタル通貨を検討していることも含めて各国で規制は強化される可能性はあるが、必要性が仮想通貨の流通を支える事態が現実としてある以上、仮想通貨の安定的な流通に資する規制（今般の日本の規制強化はその方向性である）以外の規制は実効性を有さないものとなる可能性がある。

参考文献

- [1] 電子マネーは、第三者機関のインフラストラクチャーを利用して電子的決済がおこなわれるものであり、法定通貨が電子的に決済されるものである。これに対して、仮想通貨はブロックチェーン技術を利用して、第三者機関のインフラなどを經由せずに価値の移転がなされる。
- [2] ビットコインは、2008年にサトシ・ナカモトという人物がインターネット上に構想を示し、その構想をもとに運用が開始されたものである。時価総額が最も大きいとされ、仮想通貨の代表格であるとともに、ビットコインから分裂・派生した通貨も多い。たとえば、ラストコイン（LTC）など。ビットコインは、ブロックチェーンを利用し、取引記録を管理している。

[3] イーサリアム（ETH）は、2015年7月に登場した仮想通貨であり、スマートコントラクト、すなわち、公的な発行主体や管理者なしにユーザーが独自定義を行った契約を自動で執行できる契約を扱うことが出来るものである。

[4] ラストコイン（LTC）は、ビットコインから派生して生まれた仮想通貨である。マイニング（採掘）時間が短い点に特徴がある。

[5] ブロックチェーン技術は、代表的な暗号資産であるビットコインのコアテクノロジーとして考え出されたものである。

[6] ブロックチェーンは、ノード（コンピューターに、トランザクションデータ（取引データ）をブロックという単位でまとめて記録し、同じブロック情報を分散して管理する技術のことをいい、分散管理台帳技術ともいわれるものである。参照、NTTテクノロジスウェブサイト「ブロックチェーン入門 Chapter1 ブロックチェーンとは?」。もっとも、ブロックチェーン技術には、スケーラビリティといった問題がある。参加者が自由にネットワークに加わることが可能となるブロックチェーン技術のタイプはパブリック型と呼ばれており、特定の管理者や参加者間の信用に依存することのない分権的な仕組みや、障害に対応することのできる耐性や、悪意を持った参加者による改竄などの問題に対処しやすいといったメリットがあるため、今後も金融分野において利用が期待されているものであるが、こうしたブロックチェーンのパブリック型は処理性能の拡張性に乏しいという指摘をうけており、このような処理能力拡張が難しい問題のことを、スケーラビリティ問題といわれている。スケーラビリティ問題について、田中修一・菅山靖(日本銀行決済機構局) BOJ Reports & Research Papers 2020年1月17日「ブロックチェーン技術のスケーラビリティ問題への対応」1-15(1)頁。

[7] 日経ビジネス「仮想通貨技術『ブロックチェーン』で消える仕事 野口悠紀雄氏が語る、ビットコインの先にある未来」2017年12月1日付記事（武田安恵）。

[8] 中島真志「仮想通貨の現状と将来性～ビットコインを中心に」証券レビュー第59巻4号9頁。

[9] ホワイトハウスによる注意喚起文書などにおいても、仮想通貨がドラッグの支払いなどに使われていることが具体的に示されている。すなわち、ビットコイン(BCH)、ビットコインキャッシュ(BCH)、イーサリアム(ETH)、モノネロ(XMR)といった仮想通貨が、フェンタニルという薬物の購入に使われている、と指摘されている。仮想通貨は、インターネットを介した違法な売買に利用されやすいことが示されているものといえる。See, Advisory to Digital Private Sector Platforms on Illicit Activity and Methods Related to the Marketing of Fentanyl and Synthetic Opioids, August 21, 2019.

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2019/08/Fentanyl-Advisory-Marketing-Tab-B.pdf> (2020年1月22日最終閲覧)

[10] 中島・前掲注(8)22頁。

[11] 2017(平成29)年4月1日から、「仮想通貨」に関する新しい制度がはじまっている。国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うには、仮想通貨交換業の登録が必要となった。

[12] 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」(座長 神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授) 報告書。

[13] ECB, Virtual Currency Schemes, 2015, p.11-13. <https://ecb.europa.eu/pub/pdf/other/virtualcurrencyschemes201210en.pdf> (2020年1月22日最終閲覧)

[14] Directive (EU)2018/843. また、深川裕佳「仮想通貨（暗号通貨）の定義に関する検討」盗用法学62巻3号(2019年3月)273-292(279-280)頁。

[15] 財産的価値の法的性質について議論がなされている。深川・前掲注(14)288-289頁。

[16] 2020年時点においては、東京地裁から民事再生手続きの開始決定を受けている仮想通貨取引所 Mt.Gox（マウントゴックス）の担当・財管人である小林信明弁護士が、以下のような声明によって、10月28日に再生計画案を提出するとしていたが、それを変更して2020年3月31日に延期することが発表されている。参照、再生管財人弁護士である小林信明氏によって公開された、関係者各位の文書「再生管財人が認めなかった再生債権のうち、多額の再生債権について、査定申立て及び査定異議訴訟の提起がなされ未確定となっております。したがって、再生計画案の中で定める

べき、再生債権に関する権利の変更及び弁済方法並びに未確定再生債権に関する適確な措置を確定することができず、それに伴って、再生債権者への弁済方法に関する関係者との協議を十分に進めることが事実上困難な状況にあり、令和元年10月28日までに再生計画案を提出することが困難となりました。」

[17] 中島・前掲注(8) 11頁。

[18] 2019年8月26日 Facebookの仮想通貨「Libra」は世界を変えるか 「国際送金など利点」「普及にハードル」

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1908/26/news043.html>

[19] 「ボーダフォン、フェイスブック主導の「リブラ」プロジェクト離脱」 Kurt Wagner 2020年1月22日

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-01-22/Q4HB0PDWX2PV01>

[20] Reuters news, SEPTEMBER 24, 2019,

BOJ Kuroda urges global cooperation in regulating Facebook's Libra at <https://www.reuters.com/article/japan-economy-boj-libra/boj-kuroda-urges-global-cooperation-in-regulating-facebooks-libra-idUST9N25105N>.

[21] また、インドにおいては、銀行の仮想通貨業者との取引が禁止されている。金融庁が仮想通貨取引所に登録制を導入したことによって、ビットコインの取引を金融庁が認めたといった印象を多くの人に与え、より多くの人々がビットコインを購入することとなった、とも指摘されている。中島・前掲注(8) 22頁。

[22] 第198回国会閣法第49号附帯決議。

[23] 中国人民銀行や米連邦準備理事会(FRB)は参加をしていない。日経新聞2020年1月21日付記事「日欧中銀など、デジタル通貨発行へ共同研究 中国やリブラに対抗」。